



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 6月30日金曜日 第1773号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則..... 557

告 示

- 医療機関の指定..... 557
- 指定医療機関の廃止..... 557
- 理容師法による講習会の指定..... 558
- 美容師法による講習会の指定..... 558
- 愛媛県土木工事共通仕様書の改正..... 558
- 愛媛県工事検査規程の一部改正..... 558
- 土木工事の監督に関する現場技術業務委託共通仕様書の施行... 558
- 建築工事監理業務委託共通仕様書の施行..... 558
- 建設業者の許可の取消し..... 558
- 道路の供用開始（一般国道494号）..... 559
- 道路の供用開始（県道粟井浅海線）..... 560
- 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）..... 560
- 道路の供用開始（ " ）..... 560
- 道路の区域変更（県道松山東部環状線）..... 560
- 道路の供用開始（ " ）..... 561
- 道路の区域変更（県道野村柳谷線）..... 561
- 道路の供用開始（ " ）..... 561
- 道路の区域変更（一般国道378号）..... 561
- 道路の区域変更（一般国道380号）..... 561
- 道路の区域変更（県道吉田宇和島線）..... 562
- 道路の供用開始（ " ）..... 562
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率等の指定の一部改正..... 562
- 建築物に関する中間検査の実施の一部改正..... 562

公 告

- 土地（建付地）の売払い..... 562
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）..... 564
- 争議行為の通知の公表について（2件）..... 564

監 査 公 表

- 監査結果に基づく措置の公表（3件）..... 565
- 東京事務所、研修所、消費生活センター、農業大学校、建設研究所、中央児童相談所、知的障害者更生相談所、保育専門学校、愛媛整肢療護園、精神保健福祉センター、衛生環境研究所、計量検定所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、果樹試験場、動物愛護センター、中予水産試験場、松山高等技術専門学校、林業技術センター、窯業試験場、工業技術センター、医療技術大学（医療技術短期大学を含む。）、歯科技術専門学校、大阪事務所、宇和島高等技術専門学校、南予児童相談所、水産試験場..... 568
- 伯方高等学校、弓削高等学校、上浮穴高等学校、小田高等学校、伊予農業高等学校、三間高等学校、北宇和高等学校、津島高等学校、南宇和高等学校、松山教育事務所、中山高等学校、伊予高等学校、生涯学習センター、総合教育センター、中央青年の家、吉田高等学校、宇和島東高等学校、宇和島教育事務所、宇和島南中等教育学校・宇和島南高等学校、宇和島水産高等学校..... 569

松山東警察署、松山西警察署、伊予警察署、久万高原警察署、宇和島警察署、伯方警察署、愛南警察署..... 569

公 営 企 業 管 理 規 程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... 569

雑 報

環境影響評価方法書について..... 569

規 則

○愛媛県規則第44号

愛媛県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則

愛媛県動力消防ポンプ性能試験規則（昭和35年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の2第6号」を「第29条第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第982号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成18年 6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
2759	米 田 滋 明	米田脳神経外科	西条市大町706-4	平成18年5月12日
2760	医療法人 ごとう小児科	医療法人 ごとう小児科	大洲市東大洲74-2	平成18年5月25日
2761	医療法人 本 会	医療法人河本会 河本 医院	新居浜市新須賀町四丁目5-36	平成18年6月1日
2762	医療法人 はらだクリニック	医療法人 はらだクリニック	新居浜市上原三丁目1-29	平成18年6月7日
10654	株式会社 東 予 薬 局	株式会社 東予薬局中須賀店	新居浜市中須賀町一丁目6-11	平成18年6月1日
10655	株式会社 アインファーマシーズ	アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734-3	平成18年6月16日

○愛媛県告示第983号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に

より指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
2584	原 田 伸	皮膚科・形成外科はらだクリニック	新居浜市上原三丁目2748-1	平成18年5月31日
2668	後 藤 悟 志	ごとう小児科	大洲市東大洲74-2	平成18年4月30日

○愛媛県告示第984号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 主催者
東京都港区虎ノ門一丁目26番5号
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日
平成18年11月6日から11月20日までの毎月曜日
- 講習場所
松山市宮田町132番地
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料
14,000円

○愛媛県告示第985号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 主催者
東京都港区虎ノ門一丁目26番5号
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日
平成18年11月6日から11月20日までの毎月曜日

○愛媛県告示第990号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 14 第6737号	平成14年6月5日	智葉組	智葉 和男	喜多郡内子町宿間甲671-1	平成18年5月1日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第9278号	平成13年11月14日	日新電機工業所	木村 博行	松山市東本2-12-23	平成18年5月1日	電気工事業	建設業の廃止

- 講習場所
松山市宮田町132番地
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料
14,000円

○愛媛県告示第986号

愛媛県土木工事共通仕様書を次のように定め、平成18年7月1日から施行し、愛媛県土木工事共通仕様書（平成9年4月愛媛県告示第653号）は、平成18年6月30日限り廃止する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のように」は、省略し、愛媛県庁並びに各地方局産業経済部、建設部及び土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第987号

愛媛県工事検査規程（昭和63年4月愛媛県告示第509号）の一部を次のように改正し、平成18年7月1日から施行する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条中「平成9年4月愛媛県告示第653号」を「平成18年6月愛媛県告示第986号」に改める。

○愛媛県告示第988号

土木工事の監督に関する現場技術業務委託共通仕様書を次のように定め、平成18年7月1日から施行する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のように」は、省略し、愛媛県庁並びに各地方局建設部及び土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第989号

建築工事監理業務委託共通仕様書を次のように定め、平成18年7月1日から施行する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のように」は、省略し、愛媛県庁並びに各地方局建設部及び土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(般 - 17) 第13046号	平成17年 5月2日	ミヤウチ開発(株)	宮内 眞子	松山市中野町甲509 - 6	平成18年 5月8日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 14) 第1568号	平成14年 9月3日	宇和土建(株)	日置 隆則	西予市宇和町卯之町4 - 514	平成18年 5月10日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16) 第15649号	平成16年 10月27日	大西電気工事	大西 史晃	松山市中村5 - 8 - 10	平成18年 5月10日	電気工事業	建設業の廃止
(般・特 - 14) 第1337号	平成14年 6月26日	(株)南海トータルコンストラクション	山崎 信男	松山市北吉田町240	平成18年 5月11日	鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第12690号	平成14年 6月22日	河内設備商会	河内 利夫	大洲市長浜町下須戒甲682	平成18年 5月11日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般 - 14) 第1583号	平成14年 10月3日	伊勢元工務店	伊勢元 昇	宇和島市光満甲75	平成18年 5月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第15484号	平成16年 1月20日	大林産業(株)	岩城 忠幸	松山市雄郡2 - 8 - 25	平成18年 5月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第12781号	平成14年 8月17日	永井フォーメーション	永井 完治	松山市森松町472	平成18年 5月16日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15) 第14020号	平成15年 6月2日	(有)藤堂ブロック	藤堂 幸子	松山市保免上1 - 12 - 21	平成18年 5月18日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15035号	平成14年 5月28日	梅村工業	梅村 易明	松山市河野中須賀285 - 6	平成18年 5月19日	屋根工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第3946号	平成13年 5月28日	福田鉄工(株)	福田 博義	四国中央市下柏町474	平成18年 5月22日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第4003号	平成13年 6月24日	愛媛サッシ販売(株)	上松 巧	松山市谷町101	平成18年 5月23日	ガラス工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第13461号	平成13年 7月18日	片山板金工業所	片山 勇記	西条市小松町新屋敷甲2067 - 7	平成18年 5月23日	板金工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 16) 第5037号	平成17年 2月1日	平岡建具店	平岡 勲	松山市永木町2 - 16	平成18年 5月24日	建具工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第12528号	平成14年 2月3日	(有)システムガーデン	渡部 修三	松山市溝辺町286 - 1	平成18年 5月25日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16) 第14357号	平成16年 10月12日	(株)西技計測コンサルタント	重永 允	伊予郡砥部町原町783	平成18年 5月25日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15) 第13980号	平成15年 4月7日	越智左官	越智 敏晴	西条市丹原町北田野223	平成18年 5月31日	左官工事業 屋根工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 17) 第5484号	平成17年 8月31日	谷本庭園センター	谷本 康弘	大洲市新谷乙421 - 1	平成18年 5月31日	造園工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第 991 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1368番7から 同町東川1108番2まで	平成18年6月30日 12:00

○愛媛県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	粟井浅海線	松山市鹿峰字池ノ下41番3から 同市常竹字三町場甲406番5まで	平成18年6月30日

○愛媛県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑丙137番3から 同町緑丙131番3まで	旧	メートル 8.0~19.0	キロメートル 0.078	
			新	18.0~26.0	0.078	
"	"	南宇和郡愛南町緑丙110番2から 同町緑丙106番1地先まで	旧	4.2~17.6	0.120	
			新	8.6~18.4	0.120	

○愛媛県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑丙137番3から 同町緑丙131番3まで	平成18年6月30日
"	"	南宇和郡愛南町緑丙110番2から 同町緑丙106番1地先まで	"

○愛媛県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山東部環状線	松山市新石手甲55番1地先から 同市新石手甲101番1地先まで	旧	メートル 12.0~17.2	キロメートル 0.118	
			新	12.0~17.2	0.118	

○愛媛県告示第 996 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市新石手甲55番 1 地先から 同市新石手甲101番 1 地先まで	平成18年 6月30日

○愛媛県告示第 997 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6955番 2 から 同字6931番地先まで	旧	メートル 7 8 ~ 14 0	キロメートル 0 517	
			新	11 2 ~ 96 0	0 466	

○愛媛県告示第 998 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6955番 2 から 同字6946番 2 まで	平成18年 6月30日

○愛媛県告示第 999 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町有太刀字カワラ96番 4 から 同町有太刀字トヨウラ715番 1 地先まで	旧	メートル 4 0 ~ 12 3	キロメートル 0 204	
			新	10 3 ~ 41 4	0 204	

○愛媛県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 6月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	380号	喜多郡内子町小田633番から 同町日野川4番まで	旧	メートル 5.6~28.0	キロメートル 0.380	
			新	5.6~28.0 9.6~60.0	0.380 0.350	

○愛媛県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	吉田宇和島線	宇和島市住吉町字田ヶ浦993番13から 同町字船蔵上628番16まで	旧	メートル 6.8~17.7	キロメートル 0.320	
			新	9.3~17.7	0.320	

○愛媛県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	吉田宇和島線	宇和島市住吉町字田ヶ浦993番13から 同町字船蔵上628番16まで	平成18年6月30日

○愛媛県告示第1003号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率等の指定（平成16年4月愛媛県告示第777号）の一部を次のように改正し、平成18年7月1日から施行する。

その関係図書は、愛媛県庁、各地方局建設部、各地方局土木事務所及び関係市町において公衆の縦覧に供する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

表2の項区域の欄中「喜多郡長浜町大字下須戒」を「大洲市長浜町下須戒」に改め、同表4の項同欄中「並びに喜多郡長浜町大字晴海及び大字拓海並びに大字仁久、大字長浜、大

字黒田及び大字沖浦の各一部」を削る。

○愛媛県告示第1004号

建築物に関する中間検査の実施（平成13年5月愛媛県告示第1021号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

2中「平成18年6月30日」を「平成23年6月30日」に改める。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物	
	地目	地積	構造	床面積
西条市喜多川字上川原331番54	宅地	331.77m ²	木造セメント瓦葺 平家建	115.63m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成18年7月13日（木）午後2時00分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年8月1日（火）午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川796番地の1

愛媛県西条地方局5階入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月14日	特定非営利活動法人 花	河野 巧	松山市萱町四丁目5番地2	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月19日	特定非営利活動法人 優広会	百瀬 達也	松山市石手一丁目6番43号	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月19日	特定非営利活動法人 フレンドれんげ	北尾 栄子	松山市井門町850番地2	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

堀江病院医療労働協議会執行委員長山本真一から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年6月19日あったので公表する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成18年度賃上げ及び一時金
- 2 日時 平成18年6月30日午前9時より問題が完全解決に至るまで
- 3 場所 医療法人佑心会堀江病院（松山市福角町甲1582番地）における同組合員が従事する全職場
- 4 概要 上記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年6月22日あったので公表する。

平成18年6月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成18年度夏季一時金、その他に関する事項
- 2 日時 平成18年7月3日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院（今治市高市甲786-13）
財団法人正光会宇和島病院（宇和島市柿原1280番地）
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

○公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年6月30日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西条地区工業用水道管理事務所	平成17年6月1日
今治地区工業用水道管理事務所	〃
今 治 病 院	〃
銅 山 川 発 電 所	〃
三 島 病 院	〃
新 居 浜 病 院	〃
北 宇 和 病 院	平成17年6月2日
南 宇 和 病 院	〃
松山発電工水管理事務所	平成17年6月7日
中 央 病 院	〃
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成17年6月9日
発 電 工 水 課	〃
県 立 病 院 課	〃

（監査の結果）

1 工業用水道事業

- (1) 西条地区工業用水道事業における工業用水道料金未収金（納期到来分）については、早期回収になお一層の努力が望まれる。
- (2) 西条地区工業用水道事業における営業外未収金については、早期回収に努力が望まれる。
- (3) おおむね安定した経営がなされているが、今治地区工業用水道事業については、タオル業界の不振により給水率が41.16パーセントと低水準である。このような厳しい状況を踏まえ、未利用水の有効活用の観点から工業用水の上水への転用に向けた今治市及び関係機関との協議の進展が期待される。

また、一部給水を行っている西条地区工業用水道事業については、平成16年度末の給水量が計画給水量の21.84パーセントにとどまっており、将来、建設仮勘定に整理されている未稼働資産を本勘定に振り替えることにより、費用が大幅に増加し、厳しい経営状況となることが予想されることから工業用水の必要の確保に一層の努力が望まれる。

2 土地造成事業

未処分地のうち、中小企業向け工業団地については、県内外の企業3社に売却又は賃貸されているが、今後も引き続き、未処分地について早期の売却等が望まれる。

3 病院事業

- (1) 個人医業未収金（納期到来分）については、早期回収になお一層の努力が望まれる。

（平成17年3月31日現在）

区 分	過年度未収金 (a) 円	現年度未収金 (b) 円	未 収 金 合 計 (a) + (b)円
中央病院	103,850,569	57,963,671	161,814,240
今治病院	36,046,879	17,779,503	53,826,382
三島病院	19,900,810	2,887,770	22,788,580
南宇和病院	19,850,565	7,248,777	27,099,342
北宇和病院	2,208,190	4,218,750	6,426,940
新居浜病院	17,500,496	24,204,943	41,705,439
計	199,357,509	114,303,414	313,660,923

(2) 医業外未収金（納期到来分）については、早期回収になお一層の努力が望まれる。

（平成17年3月31日現在）

区 分	過年度未収金 (a) 円	現年度未収金 (b) 円	未 収 金 合 計 (a) + (b)円
中央病院	633,522	676,060	1,309,582
北宇和病院	901,053	1,720	902,773
計	1,534,575	677,780	2,212,355

(3) 経営成績については、平成16年度の総収益は375億139万円で、前年度に比べて4,980万円の増加となっているが、総費用も374億5,612万円と、前年度に比べて1億4,288万円の増加となっており、結果として4,527万円の当期純利益を計上するに至っている。

「単年度収支の均衡」は、「第2次財政健全化計画」においても重要な経営目標の1つとされており、事業全体としては、前年度に引き続き、黒字計上を達成しているものの、前年度実績に比べると9,307万円の減少となっており、また計画の16年度目標値（1億1,291万円）を達成するには至らなかった。

なお、病院別に経営成績をみると、前年度実績を上回る黒字を計上した病院と、赤字への転落ないしは赤字幅の拡大を招いた病院とに明暗が分かれる結果となっている。

経営改善については、当期純利益の計上に伴い、累積欠損金の縮減も図られているが、依然として多額の累積欠損金（当年度末残高216億4,456万円）が計上され、企業債を含む膨大な借入金が残されているなど、厳しい財政状態が続いており、今後とも「第2次財政健全化計画」に基づき、一層の経営改善努力が求められるところである。

黒字の確保ないしは、赤字幅の縮小を図るための方策としては、

- 新たな顧客の獲得あるいは新たな需要の喚起等によって、収益そのものの増加を図ること
- 収益に対応して増減する変動費（薬品費・診療材料費等）の収益に対する比率について引き下げを図ること
- 収益の増減に関わりなく発生する固定費（人件費・諸経費等）について、縮減を図ること

の3つに大別することができるが、各病院においては、職員の経営状況に対する理解や経営への主体的な参画意識を一層深めながら、それぞれの持つ強み・弱み、地域の医療需要、他の医療機関との競合状況等を総合的に勘案した上で、適切な方策を選択していくことが望まれる。

（措置の内容）

1 工業用水道事業

- (1) 西条地区工業用水道事業の工業用水道料金未収金（納期到来分）（平成16年度末現在5,926,366円）については、滞納企業に対し「工業用水道料金に係る確認書及び納付計画書」や「工業用水使用廃止届出書」の提出を求めたほか、督促状の送付、訪問、電話等による納入指導を継続して実施した。

この結果、同地区に係る平成17年度未現在の未収金については、給水企業の資金繰りの悪化などから、滞納企業は2社から3社となったが、未収金額は402,120円減少した。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

- (2) 西条地区工業用水道事業の営業外未収金（納期到来分）（平成16年度未現在 887,386円）については、滞納企業に対し、訪問、電話等による納入指導を継続して実施するとともに、督促状の送付や「工業用水道料金に係る確認書及び納付計画書」の提出を求めるなど、納入督促に努めたが、企業の資金繰りの悪化などから回収には至らず、平成17年度未現在の未収金額は1,498,110円となっている。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

- (3) 今治地区工業用水道事業については、今後の給水量拡大の見通しも困難なことから、新たな水源を模索している今治市との間で工業用水の一部を上水に転用する方向で、今治市及び関係機関と協議を進めているところである。

西条地区工業用水道事業については、近年の需要動向によると全量売水の見通しが立ち難いことから、工業用水の有効活用をあらゆる方向から検討するため、地元市も交えた「西条地区工業用水利用促進協議会」を平成18年4月に開催し、早期に今後の経営健全化に向けて具体的方策に取り組めるよう努めているところである。

2 土地造成事業

平成17年度には新たに4社に分譲し、中小企業向け工業団地の96.6%（5.54haのうち5.35ha）を分譲した。残地（0.19ha）についても早期に売却できるよう、経済労働部とも協議のうえ適切に対応して参りたい。

3 病院事業

- (1) 個人医業未収金については、発生を極力防止するとともに、発生した場合は、速やかな回収に努めている。平成17年度は、平成14年度に策定した「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき、未収金発生時の早期督促の強化や診療費等預り金の制度化、債権管理方法の統一などを行い、未収金の発生防止に努めるとともに、各病院で未収金回収計画を策定し、効率的な回収を図っている。また、病院事務局職員全員を現金取扱員として任命し、本局と病院事務局職員による共同臨戸訪問を実施するなど、回収強化を図っている。さらには、前記未収金取扱要領を改正し、平成18年4月1日から悪質未納者に対する法的措置による回収手続をルール化したところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力して参りたい。

（平成18年3月31日現在）

Table with 5 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b), 17年3月31日現在の未収金. Rows include 中央病院, 今治病院, 三島病院, 南宇和病院, 北宇和病院, 新居浜病院, and 計.

- (2) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、前記未収金取扱要領に基づき、未収金の発生防止及び回収強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力して参りたい。

（平成18年3月31日現在）

Table with 5 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b), 17年3月31日現在の未収金. Rows include 中央病院, 北宇和病院, and 計.

- (3) 平成15年度に策定した「第2次財政健全化計画」（平成16年度～20年度）では、財政健全化に向けた各方策の実施により、引き続き、収益の増加と費用の節減に努め、累積欠損金の縮減を図ることとしている。その実施に当たっては、院長及び経営管理主任である事務局長が中心となり、あらゆる機会を通じ、病院職員に対し、計画の目的や目標数値、実施の必要性など、その内容を周知徹底することにより、経営意識やコスト意識を高揚させるとともに、経営管理会議等において、本局との連携のもとに、財政健全化に係る経営分析に基づいた計画の執行管理を行っているところであり、今後とも、本局と病院の職員が一丸となって、財政健全化に向けた努力を行って参りたい。

また、各病院の特色、各地域における医療資源、医療需要等を総合的に判断し診療機能の見直しを行うとともに、病床規模や患者実態に見合う職員の適正配置や、診療材料の購入単価を統一することによる廉価購入、既存の外部委託の見直しや新たな外部委託等の検討により運営の効率化と経費の削減を図り、さらに各県立病院に設置している地域医療連携室の活用による病病・病診連携の推進を図っていくことにより、県民に高度で良質な医療を提供し、併せて患者増による収益増を図って参りたい。

なお、単年度で5億円を超える赤字を計上していた県立北宇和病院は、県立病院としての役割は終えていたため、第2次財政健全化計画に基づき、平成17年度末に廃止し、地元町に移譲したところである。

○公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年6月30日

愛媛県監査委員 吉久宏
同 壺内紘光
同 玉井実雄
同 竹田祥一

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 今治地方局総務県民部, 今治地方局健康福祉環境部, 今治地方局建設部, 宇和島地方局総務県民部, 宇和島地方局健康福祉環境部, 西条地方局総務県民部, 松山地方局総務県民部, 八幡浜地方局総務県民部.

（監査の結果）

- 1 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。（今治地方局総務県民部）（宇和島地方局総務県民部）

(西条地方局総務県民部)

(松山地方局総務県民部)

(八幡浜地方局総務県民部)

- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

(今治地方局健康福祉環境部)

- 3 知的障害者福祉施設入所措置費負担金については、滞納繰越分の整理に一層の努力が望まれる。

(宇和島地方局健康福祉環境部)

- 4 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

(今治地方局建設部)

(措置の内容)

- 1 今治、宇和島、西条、松山、八幡浜各地方局総務県民部

(1) 今治地方局総務県民部

県税の適期収入については、自動車税の自主納税を促進すると同時に、大量かつ広範な事案である自動車税納税を通じて適正な納税意識の涵養を図るため、自動車税納期内納付キャンペーンにおいて、夜間・休日出張窓口等を開設するなど、納税機会の拡大と納税者の利便性の向上に努めるとともに、街頭啓発やラジオ放送を活用した効果的な広報活動を展開した。

滞納整理については、納期内納税者との均衡を図る観点から、納税資力を有しながら納税意思のない滞納者に対し、滞納処分を前提とした厳格な整理方針を一層推進し、次のとおり組織的かつ計画的な滞納整理に努めた。

的確な事案管理と進行管理の徹底により、早期の調査・差押に着手

滞納処分の判断資料となる資力調査を効率的に行うため、財産調査の担当グループを設置

換価性の高い預貯金、生命保険を重点的に調査

なお、「年末滞納クリーンアップ月間」には、夜間収納窓口を開設するとともに、夜間催告や滞納者全員への差押予告書の一斉送付を実施するなど、集中的、計画的に滞納整理を行った。

その結果、平成17年度に繰り越した未収金 784,025,774円が平成18年3月31日現在で 379,641,605円に減少した。

今後とも、県民の納税意識の高揚を図り、県税の適期収入に努めるとともに滞納繰越分の整理を進め、税収の確保に努力したい。

(2) 宇和島地方局総務県民部

県税の適期収入については、県の街頭啓発活動等による広報や市町を通じた広報等により期限内自主納税の促進に努めた。

滞納となったものについては、総務部長を本部長、各地方局長を本部員とする愛媛県徴収確保対策本部において策定した滞納整理基本方針に基づき、当局では財産・勤務先(給料)等調査、文書及び電話催告、差押強化月間等の滞納整理年間スケジュールを策定のうえ、効率的な滞納整理に努力した結果、平成17年度に繰越した未収金 238,596,363円が、平成18年3月31日現在で 160,243,405円に減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めたい。

(3) 西条地方局総務県民部

県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等による啓発、納期内納付キャンペーンなどにより自主納税の促進に努めている。

滞納繰越分の整理については、滞納整理基本方針を策定し、夜間電話催告、管内市との共同催告、債権を中心とした差押え

の早期着手と不動産や自動車の公売など換価処分の促進等の滞納整理に努力した結果、平成17年度に繰り越した未収金 668,598,412円が、平成18年3月31日現在 395,333,605円に減少した。

また、7月には一斉に催告書を発付し、12月は、「年末滞納クリーンアップ月間」として夜間収納窓口の開設を行うなど、今後とも納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分のなお一層の整理を図ることとしている。

なお、滞納繰越額の約2分の1を占める個人県民税については、管内各市と連携を密にし、共同催告文書の送付、共同徴収の実施をより積極的に働きかけるとともに特別徴収未指定事業主に対しての特別徴収への移行を要請するなど滞納額の縮減に向けて努めて参りたい。

また、平成18年4月に設立された「愛媛地方税滞納整理機構」の活用を図るよう管内各市に働きかけて参りたい。

(4) 松山地方局総務県民部

県税の適期収入については、自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等)等で、納期内納付の各種広報・啓発活動等を積極的に行うとともに、納税者の利便性の向上を図ることで、期限内納付の促進に努めている。

滞納となったものについては、平成17年度から、従来の県税徴収確保対策委員会を発展的に解消し、総務部長を本部長・各地方局長を本部員とした愛媛県徴収確保対策本部を新たに設置し、滞納整理基本方針及び行動計画の策定を行うなど、県をあげて徴収率の向上並びに滞納繰越額の縮減を強力に推し進めており、個人県民税の関係市町との共同徴収をはじめ、滞納整理特別対策月間として「年末滞納クリーンアップ月間」等を設定し、一斉文書催告、電話催告等を行う一方、給与・預貯金・生命保険等を積極的に差押え、さらに公売等の換価処分を実施するなど、強力に滞納整理に努めた結果、松山地方局管内において、平成17年度に繰り越した未収金 3,162,966,374円が、平成18年3月31日現在で 2,209,613,375円に減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めたい。

(5) 八幡浜地方局総務県民部

県税の適期収入については、口座振替の推進、自動車税納期内納付キャンペーンの実施、納税貯蓄組合の育成指導、広報による啓発等により、自主納税の促進に努めた。

滞納となったものについては、総務部長を本部長とする愛媛県徴収確保対策本部において決定された滞納整理基本方針、滞納整理数値目標に基づき、案件ごとの対処方針を定め、整理の進行管理を行うとともに、納税指導や差押の早期着手、12月の「年末滞納クリーンアップ月間」の実施等滞納整理に努めた結果、平成17年度に繰り越した未収金 227,021,219円は、平成18年3月31日現在で 141,261,894円まで減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分の整理に努めたい。

2 今治地方局健康福祉環境部

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において担当職員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始時期には借主に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めるとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の発送、借主若しくは保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

この結果、前年度からの滞納繰越額 560,340円については、平

成17年度において償還額 102,270円、償還率18.3%の納入を得ることができた。

しかし、近年の景気の低迷により、離職し、管外へ転出する者や病弱により生活に困窮し償還できない者があるなど、償還未済額は増加する傾向にある。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めて参りたい。

3 宇和島地方局健康福祉環境部

平成16年度末において収入未済額が 608,400円あり、納入指導を行った結果、17年度中に 274,200円の納入があった。

また、未納者は3名であったが、1名完納したので残り2名となった。

未納者は、それぞれ経済的な理由で一括納入が難しいことから支払計画書を提出させており、現在計画的に納入が行われているところである。

今後とも負担金支払計画書に基づき早期に完納するよう指導して参りたい。

4 今治地方局建設部

平成16年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（27名 1,934,400円）については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成17年度において22名 1,184,600円の納入があった。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については収入の確保に努めて参りたい。

○公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年6月30日

愛媛県監査委員 吉久宏
同 壺内紘光
同 玉井実雄
同 竹田祥一

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Includes '今治工業高等学校' and a detailed section for '（監査の結果）' regarding tuition fees and a table for '（措置の内容）' regarding income delinquency.

○公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年6月30日

愛媛県監査委員 吉久宏
同 壺内紘光
同 玉井実雄
同 竹田祥一

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Lists various institutions like '東京事務所', '研修所', '消費生活センター', etc., with their respective audit dates.

（監査の結果）
平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金について、所得税額の計算誤りにより、計 544,140円（平成17年4月から平成18年2月までの11ヵ月分）の調定漏れとなっていた。（中央児童相談所）
2 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 現年分, 滞納繰越分, 計, 備考. Shows financial summary for '17年度' and '16年度' with a '差引増減' row.

(中央児童相談所)

3 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年分	滞納繰越分	計	
17年度	2,315,164	6,956,080	9,271,244	平成18年2月28日現在 (対前年同月比)
16年度	2,728,170	7,565,380	10,293,550	
差引増減	413,006	609,300	1,022,306	

(南予児童相談所)

4 授業料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年分	滞納繰越分	計	
17年度	1,038,000	405,300	1,443,300	平成17年12月31日現在 (対前年同月比)
16年度	3,814,800	405,300	4,220,100	
差引増減	2,776,800	0	2,776,800	

(医療技術大学)

○公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年6月30日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
伯 方 高 等 学 校	平成18年4月12日
弓 削 高 等 学 校	"
上 浮 穴 高 等 学 校	"
小 田 高 等 学 校	"
伊 予 農 業 高 等 学 校	"
三 間 高 等 学 校	"
北 宇 和 高 等 学 校	"
津 島 高 等 学 校	"
南 宇 和 高 等 学 校	"
松 山 教 育 事 務 所	平成18年4月20日
中 山 高 等 学 校	平成18年5月16日
伊 予 高 等 学 校	"
生 涯 学 習 セ ン タ ー	平成18年5月19日
総 合 教 育 セ ン タ ー	"
中 央 青 年 の 家	"
吉 田 高 等 学 校	平成18年5月30日
宇 和 島 東 高 等 学 校	"
宇 和 島 教 育 事 務 所	"
宇和島南中等教育学校・宇和島南高等学校	平成18年5月31日

宇 和 島 水 産 高 等 学 校	"
(監査の結果) 平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。	

○公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年6月30日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	平成18年4月20日
松 山 西 警 察 署	"
伊 予 警 察 署	平成18年5月16日
久 万 高 原 警 察 署	平成18年5月24日
宇 和 島 警 察 署	平成18年5月30日
伯 方 警 察 署	平成18年5月31日
愛 南 警 察 署	"

(監査の結果)
平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第9号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年6月30日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 禁煙補助剤投薬料の項を削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第5条の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成18年6月30日

オオノ開発株式会社

代表取締役 大野 照旺

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 事業者の名称 オオノ開発株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 大野 照旺
 - (3) 主たる事務所の所在地 松山市北梅本町甲 184 番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業
 - (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
ごみ焼却施設の設置の事業
 - (3) 規模 1日当たりの処理能力 120トン 2基
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県東温市河之内北引岩乙 825 - 3 外
(オオノ開発株式会社 東温処分場内)
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
愛媛県西条市及び東温市
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 愛媛県庁、西条市役所、西条市役所丹原総合支所、東温市役所
 - (2) 縦覧期間 平成18年6月30日から平成18年7月31日まで(土、日、祝日を除く。)
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
 - (1) 提出期限 平成18年8月14日
 - (2) 提出先
〒791 0242 松山市北梅本町甲 184 番地
オオノ開発株式会社
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称
ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)